

「罹災証明」～東松島市の調査体制の準備と初動調査～ (東日本大震災時の対応)

宮城県東松島市
総務部行政経営課行政専門員 小岩 政義 氏
市民生活部税務課固定資産税班長 宮川 崇 氏



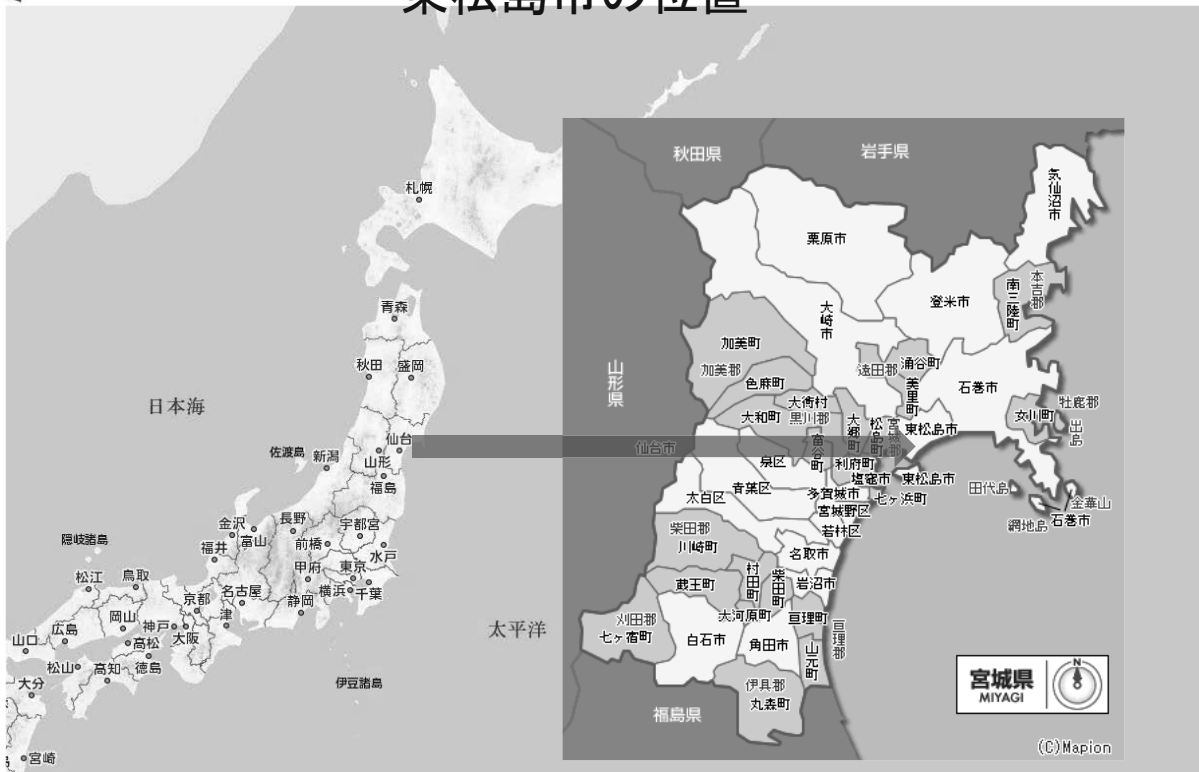
「罹災証明」

～ 東松島市の調査体制の準備と初動調査 ～ (東日本大震災時の対応)

総務部行政経営課 行政専門員 小岩政義
(H22.4～H23.3 固定資産税班長)
(H23.4～H23.12 税務課長)



東松島市の位置



(C)Mapion



平成23年3月11日(金)14時46分 東日本大震災発生

震央地：三陸沖 牡鹿半島の東約130km

震源の深さ：24km

規模：マグニチュード9.0

震度：東松島市 震度6強（宮城県北部地方 震度7）

津波浸水高：野蒜海岸10.35m、大曲浜5.77m

浸水面積：全面積102km²の内、37km²（浸水率36%）

市街地 12km²の内、8km²（浸水率65%）（国土地理院発表）

○人的被害 死者 1,110人（H29.4.1現在）
行方不明者 24人
計 1,134人（全住民の約3%）

○家屋被害 全壊 5,519棟（うち、流失1,268棟）
大規模半壊 3,057棟
半壊 2,501棟（全世帯の約73%が半壊以上）
一部損壊 3,504棟
計 14,581棟



○罹災証明（災害に係る住家の被害認定）
被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理、税の減免等、
各種支援施策を被災者が申請する場合に必要、
⇒ 住家の被害程度を市町村長が証明
被災家屋の損害割合を算出し、資産価値的観点から被害程度を判定
（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）
（東松島市では発災25日後から実施）

○被害認定調査
国の基準と方法に従い実施
⇒ 正確な調査・公正な判定・迅速な認定
基準：災害の被害認定基準
指針：災害に係る住家の被害認定基準運用指針
写真集：災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料(損傷程度の例示)
調査票：住家被害認定調査票
実施体制：災害に係る住家の被害認定業務「実施体制の手引き」



○証明書発行体制の構築

被災数日後 ⇒ 今後の震災関係業務の体制、業務方法等の検討開始
⇒ 罹災証明関係業務の方向性決定

・申請方法、交付方法

津波被害・・・申請により即時判定、交付
本人からの被害の申告
事前の浸水状況調査結果
地震被害・・・申請により後日交付
被害調査 2 週間後に交付

総務課・・・罹災証明書の申請受付、発行
税務課・・・地震被災による住家の現地調査

津波被害の判定を省力化 ⇒ 現地調査に携われる職員を確保
迅速な罹災証明の発行



・交付枚数・・・各世帯 1 枚
(紛失等の場合は再発行交付)

・申請受付会場・交付会場
市役所本庁舎 (旧矢本町地区)
鳴瀬総合支所 (旧鳴瀬町地区)
縄文村歴史資料館 (旧鳴瀬町宮戸島地区)
住民の住所によらずどの会場で申請しても可
申請した会場でのみ交付





○調査体制の構築

- ・津波による被害調査
本人申告・・・・・・・・・・6,760件
- ・地震による被害調査
申請による戸別訪問調査・・・3,590件
全棟調査による戸別訪問・・・4,231件
計・・・・・・・・・・7,821件
- ・被害調査合計・・・・・・・・14,581件



○職員体制

- ・庁内での人員確保
固定資産税経験者の協力を予定
・・・罹災判定の方法は、固定資産税の家屋評価方法と酷似
(東松島市では、固定資産税担当は土地・家屋共に携わる)
- ・応援人員の要請
県税事務所職員の協力を依頼
各自治体からの応援職員の協力
(宮城県からの協力と各自治体からの協力なくしては、
被害調査はなしえなかった)
- ・震災関係受付案内業務(窓口案内、行列整理、申請書記載補助等)
⇒ 各自治体からの応援職員の協力
(住民からはプロパー職員よりも親切で大変良いとの評判)

ご支援ご協力いただきました皆様に、あらためて感謝申し上げます。



- ・民間業者委託

東松島市では未実施

大規模被災時には多分野にわたり多くの職員が必要となる、

職員が削減された現在、今後は活用が必須

活用方法のノウハウと、財政的、制度的な支援措置の拡充整備を期待

- ・調査期間（H23.9.30迄の私的資料による）

区分	調査期間	調査 実日数	1日当たり調査件数		
			最少	最多	平均
申請による調査	平成23年4月5日 ～9月30日	118日	1件/日	128件/日	30件/日
全棟調査	平成23年5月20日 ～7月26日	45日	5件/日	508件/日	94件/日

- ・調査班数（H23.9.30迄の私的資料による）

区分	延班数	平均班人数	1日当たり班数		
			最少	最多	平均
調査班数	372班	3人/班	1班/日	7班/日	3班/日



- ・調査職員（H23.9.30迄の私的資料による）

区分	支援延人数	支援日数	摘要
市民生活部 税務課	97人	61日	
市民生活部 納税推進課	13人	12日	
市民生活部 市民課	3人	3日	
宮城県 東部県税事務所	297人	88日	
宮城県 仙台中央県税事務所	179人	61日	
宮城県 仙台北県税事務所	44人	11日	
山形県 東根市	20人	14日	
熊本県	6人	2日	
埼玉県 越谷市	20人	20日	
東京都 中野区	59人	20日	
奈良県 大和郡山市	167人	85日	
熊本県 熊本市	30人	29日	
財団法人 防衛施設周辺整備協会	137人	51日	
計	1,072人	457日	



- ・ 1日のスケジュール

9時00分	朝ミーティング	班編成の確認 調査家屋の確認
9時30分	調査出発	
12時00分	昼食・休憩	
13時00分	調査再開	
16時30分	帰庁ミーティング	調査票整理・提出 概要報告 翌日予定の伝達
17時00分	終了（解散）	

遠距離からの応援者、開始終了時刻は臨機応変に対応
がれきへどろ等撤去運搬作業、健康管理上から昼食は原則帰庁
自動車での移動、交通安全には十分注意

- ・ 事前研修

職員、職員OB宅を利用し、被災住宅の判定方法について統一
調査開始後の研修は、OJTにて実施



- ・ 事務室、資機材等の調達

仮設プレハブの設置

机・椅子の借用、扇風機・エアコンの設置

電話、パソコンの準備、コピー機、電源の確保

庁舎会議室の借用

- ・ 消耗品等の準備

コンベックス(巻尺)、下げ振り、水平器、懐中電灯、デジタルカメラ
筆記用具、バインダー(画板)、カバン(ナップザック)、ヘルメット(帽子)
腕章、身分証明書(調査員証)、調査済証、マスク、雨具、 等

災害時に調達するのは困難 ⇒ 即急に手配だけはしておく

簡易な代用品より専用品を使用

⇒ 正しい調査、正しい判定が出ないとみられる

- ・ 自動車（公用車）の手配

レンタカー・・・公用車の水没により使用不能、予備的に手配

調査用車両と運転手の協力・・・応援者に自動車を持ち込みしてもらう



- 電算システムの構築
- 第一次判定と第二次判定
- 損害保険の判定
- 問題点、改善点

罹災証明書（地震被害一部損壊）の発行省力化
内部からの調査員の確保と協力体制
外部への調査員の協力依頼体制
民間業者の活用検討、委託体制、発注方法
平常時からの被害調査評価実務研修

住民のためにいかに迅速に的確な判定を実施するか！